

令和2年度

包括外部監査の結果及び意見の概要

-子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について-

令和3年3月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 小島智也

令和2年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

北九州市包括外部監査人 公認会計士 小島智也

令和2年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告申し上げます。

1 選定したテーマと監査対象

監査 テーマ	子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について														
選定 理由	<p>次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備を行うことは、我が国の基本施策とされている。また、共働き世帯やシングルマザーの増加等を背景に保育所等の待機児童が問題となっており、昨今においては保育事業の充実が図られている状況である。</p> <p>北九州市（以下「市」という。）は、平成22年に「元気発進！子どもプラン」を策定し、令和2年度からは第3次計画に移るところである。このプランでは、子どもの健全育成や子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な施策を掲げ、現在様々な事業に取り組んでいる。</p> <p>子育てや保育事業の在り方によって、子ども人口の増加や教育水準の向上等に寄与することになるため、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられる。そのため、子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について、合规性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し検証することの意義は大きいものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。</p> <p>なお、保育事業については、平成19年度包括外部監査のテーマとされていたが、10数年経過しており、当時とは制度も大きく変わっていることから、特に問題ないものと判断している。</p>														
監査の 対 象 部 署	<p>子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）に関する部署として、以下の部署を監査対象として、各事業について監査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="480 1592 1353 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1601 895 1644">部 局</th> <th data-bbox="895 1601 1347 1644">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1644 895 1742">子ども家庭局 子ども家庭部</td> <td data-bbox="895 1644 1347 1742">総務企画課、監査指導課 幼稚園・こども園課、保育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1742 895 1785">子ども家庭局 子育て支援部</td> <td data-bbox="895 1742 1347 1785">子育て支援課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1785 895 1850">保健福祉局 障害福祉部</td> <td data-bbox="895 1785 1347 1850">障害福祉企画課、精神保健福祉課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1850 895 1892">教育委員会 指導部</td> <td data-bbox="895 1850 1347 1892">指導第一課、指導第二課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1892 895 1935">教育委員会 学校支援部</td> <td data-bbox="895 1892 1347 1935">学事課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1935 895 2002">教育委員会 中央図書館</td> <td data-bbox="895 1935 1347 2002">子ども図書館</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課	子ども家庭局 子ども家庭部	総務企画課、監査指導課 幼稚園・こども園課、保育課	子ども家庭局 子育て支援部	子育て支援課	保健福祉局 障害福祉部	障害福祉企画課、精神保健福祉課	教育委員会 指導部	指導第一課、指導第二課	教育委員会 学校支援部	学事課	教育委員会 中央図書館	子ども図書館
部 局	課														
子ども家庭局 子ども家庭部	総務企画課、監査指導課 幼稚園・こども園課、保育課														
子ども家庭局 子育て支援部	子育て支援課														
保健福祉局 障害福祉部	障害福祉企画課、精神保健福祉課														
教育委員会 指導部	指導第一課、指導第二課														
教育委員会 学校支援部	学事課														
教育委員会 中央図書館	子ども図書館														

	なお、一般会計の他、特別会計である母子父子寡婦福祉資金事業についても監査の対象としている。
監査対象期間	原則として令和元年度とし、必要に応じて、それ以外の年度についても対象とした。

2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 小島智也
補助者	公認会計士 5名、弁護士 1名

3 報告書の構成

第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、期間、実施者等）	1～3 ページ
第2 監査対象の概要（子どもや子育てを取り巻く状況等）	4～37 ページ
第3 監査対象の選定理由、監査の視点及び監査手続の流れ	38 ページ
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	39～120 ページ

4 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア. 財務事務が、法令に従い、適切に行われているか。
- イ. 事務事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ウ. 各事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- エ. 各事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- オ. 過去の包括外部監査等の結果に対する措置は適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続の流れ

- ア. 概要の把握
 - 子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）について概要を把握するため、担当者へのヒアリングを実施した。
- イ. 監査対象とした各部署の財務に関する文書等の査閲及び担当者への質問
 - 子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）のうち、監査の対象とした事業について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行い、市の条例等への準拠性をはじめ、各監査要点について検討した。
- ウ. 監査対象とした子ども図書館への現地調査
 - 子ども図書館の運営方法や財産等の状況を把握するため、現地調査を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、保育所等についての現地調査は実施しないことにした。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 所管部署別の監査の結果及び意見の件数

部	課	結果	意見
子ども家庭局 子ども家庭部	総務企画課	-	1件
	監査指導課	-	3件
	幼稚園・こども園課	2件	4件
	保育課	3件	17件
子ども家庭局 子育て支援部	子育て支援課	1件	7件
保健福祉局 障害福祉部	障害福祉企画課	-	1件
	精神保健福祉課	2件	3件
教育委員会 指導部	指導第一課	-	1件
	指導第二課	-	1件
教育委員会 学校支援部	学事課	-	-
教育委員会 中央図書館	子ども図書館	-	3件
合計		8件	41件

(2) 所管部署別の監査の結果及び意見の項目

所管部署、事業、結果及び意見の項目		ページ
(1) ア. 子ども家庭局 子ども家庭部 総務企画課		43
(ア) 子育てに関する情報提供の充実・PR		43
結果	該当なし	-
意見	①情報誌「北九州市こそだて情報」の利用促進について	44
(1) イ. 子ども家庭局 子ども家庭部 監査指導課		45
(ア) 指導監査業務		45
結果	該当なし	-
意見	①指導監査ガイドラインの準拠について	46
	②指導監査業務における外部専門家の利用について	48
	③文書保存期間の見直しについて	49
(1) ウ. 子ども家庭局 子ども家庭部 幼稚園・こども園課		52
(ア) 幼稚園・認定こども園運営事業		52
結果	①給付費（委託費）支払通知書の作成誤りについて	54
意見	②月次実績報告に関する資料の誤りについて	54
	③処遇改善加算の実績未達について	54

	(イ) 幼児教育保育の無償化-実費徴収(副食費)に係る補足給付を行う事業	56
結果	①委任状の徴収について	56
意見	該当なし	-
	(ウ) 私立幼稚園振興助成補助金(学校関係者評価推進事業費)	58
結果	該当なし	-
意見	①学校関係者評価の公表状況の確認について	58
	(エ) 私立幼稚園振興助成補助金(園庭芝生化モデル事業費・緑化推進事業費)	59
結果	該当なし	-
意見	①補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	59
	(1) エ. 子ども家庭局 子ども家庭部 保育課	60
	(ア) 保育所運営事業	60
結果	該当なし	-
意見	①実績報告資料の誤りについて	61
	②処遇改善加算の実績未達について	62
	③施設機能強化推進費加算の内容について	62
	(イ) 地域型保育給付事業	63
結果	該当なし	-
意見	①処遇改善加算の実績未達及び管理方法について	64
	②処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善の未実施について	65
	③処遇改善等加算Ⅱの申請要件の順守について	66
	④申請書・実績報告書の記載不備について	67
	(ウ) 特別保育事業補助	68
結果	①北九州市特別保育事業補助金請求書(地域活動事業)の添付資料について	68
意見	②特別保育事業補助金の執行率について	68
	③補助金請求書等の管理について	69
	(エ) 保育所整備推進事業	70
結果	該当なし	-
意見	①補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	70
	②中長期的な保育所整備計画について	71
	③直営保育所の整備計画について	73

	(オ) 直営保育所の民営化	75
結果	①直営保育所の民営化における備品貸与について	75
意見	②直営保育所の民営化手続について	76
	(カ) 保育所用地の貸付	79
結果	①北九州市保育所用地貸付要綱について	79
意見	②民営化後の市有財産賃貸借契約書について	79
	③土地の貸付料について	80
	(キ) 保育士宿舎借り上げ支援事業	85
結果	該当なし	-
意見	①保育士宿舎借り上げ支援事業の在り方について	85
	(ク) 保育サービスコンシェルジュ事業	86
結果	該当なし	-
意見	①保育サービスコンシェルジュ事業の実施内容について	86
	(2) ア. 子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	87
	(ア) 放課後児童クラブの管理運営	87
結果	該当なし	-
意見	①放課後児童クラブの清算について	88
	②放課後児童クラブの余剰金について	88
	③放課後児童クラブの監査について	90
	(イ) 母子・父子福祉センター運営事業	92
結果	該当なし	-
意見	①事業リーフレットの在庫管理及び情報発信方法について	94
	②目標数値について	95
	(ウ) 母子父子寡婦福祉資金事業（特別会計）	96
結果	①人件費の計上について	96
意見	②滞納債権について	97
	③申込時の提出書類について	99
	(3) ア. 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課	100
	(ア) 障害児の長期休暇対策事業	100
結果	該当なし	-
意見	①障害児の長期休暇対策事業における業務委託への概算払い及び精算について	101

(3) イ. 保健福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課		104
(ア) 北九州市発達障害者支援センター事業		104
結果	①発達障害支援センター運営事業費の予定価格について	104
意見	②支援センター事業における業務委託への概算払い及び精算について	105
(イ) 北九州市発達障害者支援モデル事業		108
結果	①発達障害支援モデル事業費の予定価格について	108
意見	②支援モデル事業における業務委託への概算払い及び精算について	109
(ウ) 発達障害児早期支援システム研究事業		112
結果	該当なし	-
意見	①アセスメントツール研究事業終了後の運用体制について	112
(4) ア. 教育委員会 指導部 指導第一課		114
(ア) 子どもの読書活動の推進事業		114
結果	該当なし	-
意見	①会計年度任用職員（注、令和元年度までは非常勤嘱託員）の勤怠管理について	114
(4) イ. 教育委員会 指導部 指導第二課		115
(ア) 有害情報等から子どもを守る事業		115
結果	該当なし	-
意見	①契約期間（調査実施期間）について	117
(5) ア. 教育委員会 中央図書館 子ども図書館		118
(ア) 読書通帳事業		118
結果	該当なし	-
意見	①通帳の在庫冊数の適正化について	119
	②システムの契約期間について	119
	③対象施設の拡充について	120

6 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 子ども家庭局 子ども家庭部

ア. 総務企画課

(ア) 子育てに関する情報提供の充実・PR

項目	①（意見）情報誌「北九州市こそだて情報」の利用促進について	P44
現状	市は定期的に「北九州市こそだて情報」を発行しているが、令和2年度発行分より大幅な改訂を実施する予定である。これに伴い、令和元年度には、どのような情報誌であるべきか検討を行うため、複数の保護者への聞き取り調査を行っている。	
意見	<p>情報誌の大幅な改訂を行う予定にしているが、当該改訂が十分なものであったかについて、発行から一定期間経過後に認知度調査などにより効果測定を行うことが望ましい。</p> <p>また、内容の改訂とは別に、「北九州市こそだて情報」を認知してもらうための取り組みを検討・実施することや、「北九州市こそだて情報」のWEB媒体への移行やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用した情報発信を検討することが望ましい。</p>	

イ. 監査指導課

(ア) 指導監査業務

項目	①（意見）指導監査ガイドラインの準拠について	P46
現状	<p>令和元年度の指導監査の監査調書の一部を閲覧した結果、保育所にて「賞与引当金は該当なし」と監査調書に記載されているものがあった。</p> <p>当該保育所における給与規程では期末手当及び勤勉手当を年2回支給する条文は見受けられ、かつ資金収支計算書において職員賞与 10,996 千円を支出している。</p> <p>当該保育所における経理規程では、重要性が乏しいと認められる場合には賞与引当金を計上しないことができるとされている。</p>	
意見	<p>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付最終改正令和元年9月13日）」の別紙「指導監査ガイドライン3会計管理（3）会計処理」において、重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が計上されていない場合、重要性が乏しいと判断する理由を確認すること及び賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料を確認することが明記されている。</p> <p>このため、指導監査にて重要性が乏しいと判断する理由を確認する必要があるとともに、法人において計算書類に与える重要性の影響を検討している資料が見受けられない場合、賞与引当金の検討過程資料を作成し保管するよう助言し、助言した内容を記録に残すべきであると考えている。</p>	

項目	②（意見）指導監査業務における外部専門家の利用について	P48
現状	監査指導課による指導監査業務は、市内の200超の施設等に対して同課4名体制で監査を実施している。	
意見	<p>当該指導監査を実施するにあたり、福祉に関連する法令、事業及び監査に関する高度な専門的知識が必要である。</p> <p>指導監査担当者は様々な業務を抱えており、会計等に特化して専門性を高めることは困難であると考えられる。また、定期的な人事異動があるため、指導監査に必要なそれらの専門的知識及び理解の蓄積は容易ではないと考えられる。</p> <p>指導監査における指導をより強化するため、会計に関する部分など高度な専門的知識を要する事項については、外部専門家の利用を検討することが望ましい。</p>	
項目	③（意見）文書保存期間の見直しについて	P49
現状	指導監査にて入手した資料は「北九州市文書管理規則第29条 別表第4種」として、現状3年経過後に破棄しており、監査指導課において特段の文書保存期間の定めは見受けられない。	
意見	<p>「北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査実施要綱 別表1 法人一般指導監査の周期」において、監査周期は適用要件に応じて4年に1回又は5年に1回と定められており、当該適用要件を充足した監査周期の対象法人（3年から5年）へ変更になる可能性もある。</p> <p>また、新型コロナウイルス影響による監査周期の延期の可能性も考慮した場合、入手した資料を5年以上保存するように見直すことが望ましい。</p>	

ウ. 幼稚園・こども園課

(ア) 幼稚園・認定こども園運営事業

項目	①（結果）給付費（委託費）支払通知書の作成誤りについて	P54
現状	給付費（委託費）支払通知書を閲覧したところ、幼稚園からの加算申請を基に算出された公定価格の内訳表の表示金額が誤っており、合計金額と一致していないものがあった。	
指摘事項	<p>公定価格が誤って表示された理由は、システムにより自動計算された支払いデータを修正した際に、公定価格の内訳表にはこの修正前の金額で表示される仕様になっていたことが要因とのことであった。</p> <p>実際の支払額は決定額を基に支払われているため、支払は適切に行われているとのことであるが、当資料は給付決定の根拠となる重要な資料であるため、システム仕様を変更する等して正確に作成される必要がある。</p> <p>なお、当指摘に対し、市は速やかにシステムの仕様変更を行っており、報告書提出時点では改善されている。</p>	

項目	②（意見）月次実績報告に関する資料の誤りについて	P54
現状	毎月の実績報告書を閲覧したところ、加算申請すべき事項の記載が漏れている、申請できない事項が申請されている等、園の記載漏れや間違いが多く、市が手書きで修正を行っている形跡が散見された。	
意見	事前に記載方法等の説明会の実施や市から園への質問等により、市は一定の指導的機能は果たしていると考えられる。しかし、市の把握している情報には限界もあると考えられるため、実績報告にあまりに修正が多い園については、市が園に対して事務手続の個別指導や研修会の実施等によるスキル向上への支援や、指導監査の中に実績報告内容の正確性を確認する等の対策を検討することが望ましい。	
項目	③（意見）処遇改善加算の実績未達について	P54
現状	幼稚園及び認定こども園からの処遇改善加算の実績報告を確認したところ、平成 30 年度において未達額が 5 百万円（幼稚園 8 園、認定こども園 1 園）発生していた。 処遇改善の実績が未達となっている理由としては、当初見込みの園児数の増加や職員の退職等やむを得ない場合もあると考えられるが、翌年度以降も園の職員の処遇が実際に改善されていない場合は、当該給付の目的が達成されないと考えられる。この点について、市に状況をヒアリングしたところ、未達分は一時金等で適切に支払うよう指導しており、令和元年度以降は処遇改善が未達となっている園の調査を行うとのことであった。	
意見	処遇改善の実行責任は加算申請をした園にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善加算を申請していながら未達が続いている園については、当該給付の申請を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。	

(イ) 幼児教育保育の無償化-実費徴収（副食費）に係る補足給付を行う事業

項目	①（結果）委任状の徴収について	P56
現状	市は、実費徴収（副食費）に係る補足給付事業を行うにあたり、北九州市実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金交付要綱第 13 条に定める委任を適用し、すべての実施事業者から一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟会長を代理人と定め、令和元年度の市に対する実費徴収（副食費）に係る補足給付事業補助金の申請、精算等に関する一切の権限の委任、また、補助金の請求、受領等に関して、子ども家庭局幼稚園・こども園課長に委任する委任状を徴収することとしているにもかかわらず、1 実施事業者から委任状の徴収漏れが発生していた。	

指摘事項	徴収漏れとなっている実施事業者については、委任状が無いにもかかわらず一般社団法人北九州市私立幼稚園連盟会長及び子ども家庭局幼稚園・こども園課長が実費徴収（副食費）に係る補足給付事業に関する手続を代理している状況となっているため、すべての実施事業者から漏れなく委任状を徴収する必要がある。
------	---

(ウ) 私立幼稚園振興助成補助金（学校関係者評価推進事業費）

項目	①（意見）学校関係者評価の公表状況の確認について	P58
現状	評価推進事業補助金は申請があった幼稚園に対して1園あたり60,000円を交付するとされており、令和元年度は48園に対して合計2,880,000円の補助金を交付している。	
意見	北九州市私立幼稚園振興助成補助金交付基準（学校関係者評価推進事業費）で「その結果をホームページ、広報誌への掲載、関係者への説明等により広く公表するための費用を一部補助する。」とされているが、結果の公表については各園の自主性に一任されており、公表しているか否かについて市は確認していない。第三者評価の結果を広く公表するために必要となる費用を一部補助する目的であるため、市は各園の結果の公表状況についても確認し、各園の公表状況が統一的な水準で行われるよう促すことが望まれる。	

(エ) 私立幼稚園振興助成補助金（園庭芝生化モデル事業費・緑化推進事業費）

項目	①（意見）補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	P59
現状	補助金を交付する事業者は幼稚園連盟を通じて決定しているが、決定の経緯が事後的に確認できる資料が作成・保管されていない。	
意見	補助金を交付する事業者の決定の公正性を担保し、今後の補助金の必要性（予算の拡充、削減）の判断に資するため、事業年度の希望幼稚園の状況及び重視した選定理由等の検討過程を記録報告できる資料を作成・保管することが望ましい。	

エ. 保育課

(ア) 保育所運営事業

項目	①（意見）実績報告資料の誤りについて	P61
現状	平成30年度の実績報告書を読んだところ、加算申請すべき事項の記載が漏れている、申請できない事項が申請されている等、保育所の報告漏れや間違いが多く、市が手書きで修正を行っている形跡が散見された。	

意見	実績報告の修正が多い保育所については、市が保育所に対して事務手続の個別指導や研修会の実施等によるスキル向上への支援や、指導監査の中に実績報告内容の正確性を確認する等の対策を検討することが望ましい。	
項目	②（意見）処遇改善加算の実績未達について	P62
現状	保育所からの実績報告を確認したところ、職員の処遇改善が平成30年度の実績確認で未達となっている保育所が存在していた。 ・ 処遇改善等加算Ⅰ 施設数 69 所、未達金額 62,393 千円 ・ 処遇改善等加算Ⅱ 施設数 79 所、未達金額 11,480 千円	
意見	処遇改善の実行責任は加算申請をした保育所にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善加算を申請していながら未達が続いている保育所については、当該給付の申請を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。	
項目	③（意見）施設機能強化推進費加算の内容について	P62
現状	施設機能強化推進費加算は園の防災機能の強化を目的としている。当該加算の申請資料を閲覧したところ、パソコン、デジタルカメラ、プリンター、会議用テーブル等、一見防災との直接的な関係性が不明な支出が申請されていた。	
意見	主な目的が防災に関係ない使用となっていないか慎重に判断するため、具体的な使用方法や実際の使用状況等について申請書類や実績報告書への記載を求めることが望ましい。	

(イ) 地域型保育給付事業

項目	①（意見）処遇改善加算の実績未達及び管理方法について	P64
現状	平成30年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ実績報告書において、加算実績が未達となっている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が生じていた。 ・ 処遇改善等加算Ⅰ 施設数 24 所、未達金額 14,136 千円 ・ 処遇改善等加算Ⅱ 施設数 29 所、未達金額 4,055 千円 また、未達が生じている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）をまとめた資料ではなく、確認するためには過年度の実績報告書を個々に確認しなければならない状態である。	
意見	処遇改善の実行責任は加算申請をした地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）にあると言えるものの、市としては事後的な調査のみならず、未達にならないような事前の対策を行うことが望ましい。そのような指導を行っている中で、処遇改善等加算を申請していながら未達が続いている地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）については、当該給付の申請	

	<p>を受けるにあたり市として慎重に検討することが望ましい。</p> <p>また、処遇改善等加算についての各地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）の状況を総括的に把握するために、当該事項をまとめた資料を作成することが望ましい。</p>	
項目	②（意見）処遇改善等加算Ⅱにおける賃金改善の未実施について	P65
現状	<p>平成 30 年度の賃金改善実績報告書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅱの給付対象となっているものの実際に賃金改善が行われていない施設が存在した。</p> <p>対象となった施設は平成 30 年 4 月に開所しており、処遇改善加算の対象となった職員 3 名について、2 名が 12 月に退職、1 名が翌年 2 月に退職することになったため、職員に対して賃金改善を図ることができなかったとのことである。</p>	
意見	<p>国による通知では、対象職員が休業等となった場合、発令を行っていない施設職員に分配することや一時金として支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることに問題はないとされている。</p> <p>本ケースでは、開所初年度に加えて、退職者の発生といった特殊事情はあるが、施設として何らかの賃金改善が図れたと考えられる。市としては、各施設担当者に対する説明会や申請時における説明等において、手続の説明のみならず当該事業の目的の説明を行う等、各施設担当者の当該事業への理解が深まるような方策を検討することが望ましい。</p>	
項目	③（意見）処遇改善等加算Ⅱの申請要件の順守について	P66
現状	<p>処遇改善等加算Ⅱの申請には基本給の増額又は新設等がわかる給与規定の提出が求められており、整備が出来ていない場合は給与規則等の賃金体系を定めることなどを記載した確約書の提出を求めている。平成 30 年度及び令和元年度の申請書類を閲覧したところ、当該確約書を 2 年連続で提出している地域型保育事業所（家庭的保育事業を除く）が 7 施設あった。</p>	
意見	<p>確約書を提出した施設に対しては、翌年度以降に整備が適切に進められているかの確認を実施することが望ましい。なお、令和 2 年度現在において、上記 7 施設について前述の給与規定の整備は完了している。</p>	
項目	④（意見）申請書・実績報告書の記載不備について	P67
現状	<p>各種申請書及び処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの実績報告書において、日付の記載がないものが散見された。</p>	
意見	<p>各書類において日付は、各種申請を行った時点を示す、また実績報告義務を果たした時点を示す重要な情報である。そのため、受付段階で改善を求めることが望ましい。</p>	

(ウ) 特別保育事業補助

項目	①（結果）北九州市特別保育事業補助金請求書（地域活動事業）の添付資料について	P68
現状	補助金の請求にあたり、事業内容及び費用について「事前に保育課に提出して、承認を得られたものと同じもの」を北九州市特別保育事業補助金請求書に添付する必要があるが、添付されていなかった。	
指摘事項	補助金の請求にあたり、必要書類が具備されていることは最低限必要なことであり、「北九州市特別保育事業補助金交付要綱」においても、補助金の申請にあたり関係書類の添付が必要とされていることから、補助金の請求にあたり、必要な資料の具備状況は確認すべきである。	
項目	②（意見）特別保育事業補助金の執行率について	P68
現状	特別保育事業補助金の戻入額（＝予算-実績）は増加傾向にあり、それに伴い執行率については低下傾向にある。	
意見	事業も将来の見通しが立てづらいことや、保育所側で補助金をうまく活用できなかったこと等の理由により戻入額が増加したとのことである。 予算編成の精度を高め、不用額を圧縮することも必要であると考えられるが、保育所側で補助金をうまく利用できる環境を整備していくことも望まれる。	
項目	③（意見）補助金請求書等の管理について	P69
現状	各保育所等は、北九州市特別保育事業補助金の申請、請求、受領、実績報告及び精算に関する一切の権限を一般社団法人北九州市保育所連盟に委任している。 委任を受け一般社団法人北九州市保育所連盟は補助金請求書等の審査を行っているが、補助金請求書等が保育所連盟に保管されており、市で補助金請求書の内容を確認することができない状況である。また、実際に、市がチェックしたという事実も見受けられなかった。	
意見	今後においては、市が（一部のサンプルでも）補助金請求書等の内容を確認するような体制を構築することが望まれる。	

(エ) 保育所整備推進事業

項目	①（意見）補助金を交付する事業者の決定根拠の明確化について	P70
現状	建替え資金（法人負担分）や土地の確保の見込みのある法人の中から、老朽化や待機児童の状況を踏まえ優先順位をつけながら、施設設備の実現性の高い保育所について、予算計上を行っている。また、市によれば、老朽化の状況を踏まえ、建替え資金や土地の確保ができていない保育所については、極力、予算を確保するように努めているとのことである。	
意見	補助金を交付する事業者の決定の公正性を担保し、今後の補助金の必要	

	性（予算の拡充、削減）の判断に資するため、対象事業年度の希望保育所の状況及び重視した選定理由等の検討過程を記録報告できる資料を作成することが望ましい。	
項目	②（意見）中長期的な保育所整備計画について	P71
現状	市は築年数が40年を超える保育所を44施設と把握している。うち、6施設は特に老朽化が進んでおり、対応の必要性が高いと認識している。	
意見	<p>老朽化が進んだ施設については、早急に改築等による保育環境の改善を促すことが望まれる。特に老朽化への対応の必要性が高いと認識している施設のうち、資金の確保に課題のある法人についての対応計画についても記録報告し、保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。</p> <p>また、市内の保育所は166施設あり、老朽化が進んでいく施設も増加すると考えられる。そのため、現状の予算規模で市が目的とする保育環境の充実を達成できるかを検証し、中長期的な保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。</p>	
項目	③（意見）直営保育所の整備計画について	P73
現状	直営保育所（指定管理者が運営する保育所を含む）は24施設あり、このうち15施設が築年数40年を経過している。	
意見	直営保育所についても中長期的な保育環境の改善計画を策定・実行することが望まれる。	

(オ) 直営保育所の民営化

項目	①（結果）直営保育所の民営化における備品貸与について	P75
現状	市立穴生保育所の民営化に伴い、社会福祉法人に施設譲渡を行っている。市の決裁文書によれば、備品については無償貸与とされているのに対して、社会福祉法人と取り交わした「建物等譲渡にかかる覚書」においては備品等も無償譲渡するように記載されている。	
指摘事項	<p>決裁書の内容と覚書に齟齬が生じている状況である。今後において、備品の管理帰属等について問題が生じる恐れがあることから、速やかに先方と協議を行い、その内容を記載した文書を取り交わす必要がある。</p> <p>また、市によれば、備品の無償貸与を行う際に、市の備品台帳の写しを渡しているとのことであるが、備品の紛失や破損等が起こった場合等に備えて、無償貸与の覚書を取り交わしたうえで、覚書に貸出備品の一覧表を添付することが望まれる。</p>	
項目	②（意見）直営保育所の民営化手続について	P76
現状	直営保育所の民営化にあたり、これまでの市の対応においては、運動会やお遊戯会に前任保育士を招待するなどの交流は行っているものの、民営化後に制度的に前任保育士を派遣する仕組みは存在しない。	

意見	<p>市は、利用者の権利保護のために各種の実質的な対応をしており、その対応には相当程度の高い評価をすることができる。その一方で、他自治体において訴訟の場で争われた事例もあり、直営保育所の民営化手続には、常に潜在的な法的紛争のリスクがあることは十分に留意する必要がある。</p> <p>そこで、例えば、以下のような対応を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 着任予定の保育士による引継ぎ期間の長期化を検討する。（必ずしも、着任予定の保育士全員が毎日出勤することを求めるものではなく、定期的にシフト制により出勤もしくは重要な行事に出席する等の限定的な対応でも良いと考える） ▶ 民営化完了後も数か月程度は前任の保育士を定期又は不定期に交代で派遣できる体制を整える。 ▶ 利用者の準備、検討、意見及び要望表明のための実質的な機会を与え、これに対する実質的な対応をとるために準備及び移行期間を従前より少しでも長めに設定する。
----	--

(カ) 保育所用地の貸付

項目	①（結果）北九州市保育所用地貸付要綱について	P79
現状	北九州市保育所用地貸付要綱第5条に記載のある「平成10年度以降の市有地（土地）の貸付料等の取扱いについて」は、「平成18年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成18年3月29日付財政局長通知）として改定されている。	
指摘事項	北九州市保育所用地貸付要綱の根拠となっている通知文書自体が改定されていることを受けて、北九州市保育所用地貸付要綱についても改定すべきである。	
項目	②（意見）民営化後の市有財産賃貸借契約書について	P79
現状	「市有財産賃貸借契約書」において、これまでの運用においては、賃貸借期間は5年に設定されている。	
意見	<p>借地借家法第3条本文では、「借地権の存続期間は、30年とする」と規定されている。</p> <p>従って、市が保育所事業者に土地を有償で貸与する場合、契約書において契約期間を5年と設定した場合においても、借地借家法第3条の適用がある以上、契約期間は30年となる。もし仮に借地借家法第3条に反する期間を設定した契約を締結した場合、契約期間が30年に自動修正されるのみで罰則等のペナルティがあるわけではないが、法令遵守の観点から望ましい対応とは言えない。</p> <p>そのため、このような運用の根拠となっている「北九州市保育所用地貸付要綱」第4条における貸付期間を「30年」に改正したうえで、今後締結</p>	

	される「市有財産賃貸借契約書」の賃貸借期間は一律 30 年と明記することが望ましいと考える。	
項目	③（意見）土地の貸付料について	P80
現状	<p>市はその所有する土地を民間認可保育所に貸し付けており、民間認可保育所では、保育所用地もしくは駐車場用地として使用している。</p> <p>貸付料については、北九州市保育所用地貸付要綱第 5 条及び「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成 18 年 3 月 29 日付財政局長通知）を受けて決定しているが、殆どの事例においては㎡当たり 10 円の月額貸付料とされている。</p>	
意見	<p>「平成 18 年度以降の市有財産の貸付料等の取扱い」（平成 18 年 3 月 29 日付財政局長通知）によれば、当該貸付料はあくまでも例外措置であり、原則は固定資産税評価額×3/100 と明記されている。</p> <p>また、月額貸付料㎡当たり 10 円について具体的な算定根拠はなく、通常の相場よりも低いものと考えられる。そのため、他の民間認可保育所との不公平感を生じる恐れもある。</p> <p>今後においては、貸付料の見直しを検討することが望ましい。</p>	

(キ) 保育士宿舎借り上げ支援事業

項目	①（意見）保育士宿舎借り上げ支援事業の在り方について	P85
現状	<p>当該事業は、国の制度を受けて、令和元年 10 月 1 日に施行されたものであるが、往査（令和 2 年 11 月）時点では、当該事業の令和元年度の利用実績は 1 件、令和 2 年度の利用実績は 5 件にとどまっている。</p>	
意見	<p>施行後、1 年以上経過しているが利用実績は増えておらず、当該事業の目的が果たせているとは言えない状況である。</p> <p>今後においては、より一層の周知徹底を図る、もしくは要件を見直す等、利用しやすい仕組みを構築することが望まれる。そのうえで、利用実績が増えないようであれば、場合によっては当該事業自体を見直すことも必要であると考えられる。</p>	

(ク) 保育サービスコンシェルジュ事業

項目	①（意見）保育サービスコンシェルジュ事業の実施内容について	P86
現状	<p>各区役所及びウーマンワークカフェ北九州に保育サービスコンシェルジュを配置し、情報提供をするほか、相談を受けている。</p> <p>なお、令和元年度における相談件数は増えている状況である。</p>	
意見	<p>相談件数も増えていることから、当該事業に対する市民からのニーズはあると考えられるが、現状では区役所に来てもらいか電話での受付となっている。</p>	

	<p>昨今の新型コロナウイルス感染防止対策を図る必要があるとともに、相談する市民も若い世代が多いと考えられる。そのため、オンラインでの相談の他、WEB や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用して情報提供等を行うことにより、当該事業の成果がより発揮できるものと考えられる。</p>
--	---

(2) 子ども家庭局 子育て支援部

ア. 子育て支援課

(ア) 放課後児童クラブの管理運営

項目	①（意見）放課後児童クラブの清算について	P88
現状	<p>小学校の統廃合等により、放課後児童クラブの存続が不可能になった場合には、放課後児童クラブを清算することになると考えられるが、現状では清算に関する事項が明文化されていない。</p>	
意見	<p>将来における放課後児童クラブの清算に備えて、繰越金及び積立金の帰属に関する方針を整理しておくことが望まれる。</p>	
項目	②（意見）放課後児童クラブの余剰金について	P88
現状	<p>使途の定まっていない多額の余剰金を有する放課後児童クラブが複数存在している。市では、余剰金の残高について一定の上限額を設け、繰越金が多額になっている場合は、今後の執行計画を策定させるといった管理を行っている。</p>	
意見	<p>令和2年3月末現在で、市内の放課後児童クラブの余剰金合計は783,585千円と多額となっている。使途の決まっていない多額の余剰金は不正の温床になりやすく望ましい状況ではない。したがって、余剰金の残高について精査を行い、必要に応じて保護者からの負担金の軽減や委託料の見直しを検討することが望ましい。</p>	
項目	③（意見）放課後児童クラブの監査について	P90
現状	<p>市は放課後児童クラブの運営を各放課後児童クラブの運営委員会へ委託している。市では毎年一定数を選定したうえで、監査チェックリストを用いて簡易的な監査を実施しているが、選定基準が明確となっておらず、また、監査チェックリストは正式な書類の位置づけとなっていない。そのため、監査結果について報告手続も定められていない。</p>	
意見	<p>運営委員数や運営委員会の開催実績が各放課後児童クラブで様々な状況であることや、上記②に記載したように不正の温床になりうることを鑑みると、放課後児童クラブの適切な運営を図るためには市の関与は欠かせず、監査マニュアルを策定し、監査結果を報告すること等の対応が望まれる。</p>	

(イ) 母子・父子福祉センター運営事業

項目	① (意見) 事業リーフレットの在庫管理及び情報発信方法について	P94
現状	市民へ北九州市立母子・父子福祉センターにおける実施事業内容を周知するための一つの方法として、事業リーフレットを発行しており、発行部数は毎年度 8,000 部数と一定数になっている。	
意見	<p>毎年度の一定時点にて事業リーフレットの在庫部数を数えることにより、次年度に必要な事業リーフレットの部数のみを補充することが可能となる。</p> <p>この結果、事業リーフレット発行にかかる経費の削減及び紙資源の無駄使いを減少させることに寄与すると考えられるため、事業リーフレット部数の棚卸作業を実施し、在庫管理を行うことが望ましい。</p> <p>また、北九州市母子・父子福祉センターでは、ホームページにて実施事業内容を公開しており、イベントカレンダーにて各種講座、相談等の予定を掲載している。メールマガジンを登録された方に対して月 2 回程度、講座開催の案内及び各種行事のお知らせ等の情報をメール送信している。</p> <p>スマートフォンの普及に伴いインターネットにいつでも、どこでも、だれでも接続できるという利便性を考慮して、市民へ北九州市立母子・父子福祉センターにおける実施事業内容を現在のホームページ及びメールマガジンでの情報発信に加えて、他の SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を利用して情報発信することも有用と思われる。</p>	
項目	② (意見) 目標数値について	P95
現状	母子・父子福祉センター運営事業を実施するにあたり、延べ人数の目標数値が設定されている。	
意見	当該事業の延べ人数を目標とするだけでなく、利用者の性質に着眼点を置いた目標設定を検討することが望ましい。	

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金事業 (特別会計)

項目	① (結果) 人件費の計上について	P96
現状	当該事業においては、新規貸付の受付や回収・督促等の業務を実施しているが、特別会計の予算・実績において賃金等の人件費は計上されていない。	
指摘事項	<p>人件費を加味した場合、一般会計繰入金金額等にも影響があるものと考えられる。また、人件費を加味することにより、より適切な収支バランスを把握することが可能となり、市民への説明責任を果たすものと考えられる。</p> <p>一般会計とは分離して、独立採算により当該事業の収支バランスを適切</p>	

	に把握することが特別会計の趣旨であることを鑑みれば、当該業務に関わる人件費相当額を予算及び実績額として計上すべきである。	
項目	②（意見）滞納債権について	P97
現状	<p>令和元年度の滞納額は32,378千円であり、過年度分と合算すると655,678千円と多額になっている。</p> <p>債権の収納や償還指導については、一般社団法人北九州市母子寡婦福祉会に業務委託を行っており、滞納者に対して、以下のように督促・催告を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 督促状の作成・送付 毎月、滞納者に対して督促状を送付 ➢ 催告状の作成・送付 年に1回（年度中）、滞納者に対して催告状を送付 <p>また、上記以外にも必要に応じて相談員から滞納者に連絡を取り、指導を行っている。</p>	
意見	<p>督促状については、毎月同じ内容の書面となっており、その効果に疑問が残るところである。また、多額の滞納額があることを考慮すれば、以下のような対応を図ることを検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間事業者の活用 ➢ 簡易裁判所による「支払督促」手続 	
項目	③（意見）申込時の提出書類について	P99
現状	「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の概要」によれば、転宅資金の貸付時に「新住所地に異動後の住民票」を提出するように定められている。	
意見	市側で住民票の異動情報が確認できることから、利用者に「新住所地に異動後の住民票」の提出を求める必要はないと言える。また、住民票取得の手間や取得コストを考慮すれば、「移動後の住民票」の提出を求めないとする方が利用者にとっても有益である。	

(3) 保健福祉局 障害福祉部

ア. 障害福祉企画課

(ア) 障害児の長期休暇対策事業

項目	①（意見）障害児の長期休暇対策事業における業務委託への概算払い及び精算について	P101
現状	令和元年度の業務委託において、概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。	
意見	各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書が提出されているが、北九州市会計規則第57条第1項に記載されている証	

	<p>拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。</p> <p>本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用いることも検討すべきであるとする。</p> <p>今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。</p>
--	---

イ. 精神保健福祉課

(ア) 北九州市発達障害者支援センター事業

項目	① (結果) 発達障害者支援センター運営事業費の予定価格について	P104
現状	<p>一連の業務を北九州市福祉事業団に随意契約により委託している。</p> <p>平成 30 年度及び令和元年度の委託料について、予定価格調書 (市) 及び見積書 (福祉事業団) に基づいて決められており、これらの書類は全く同じ金額で作成されている。なお、予定価格調書では「福祉事業団から提出された参考見積書を基に積算」としている。</p>	
指摘事項	<p>予定価格の算定方法として業者からの参考見積書を聴取することが考えられるが、委託先事業者 1 社からの参考見積による予定価格の設定は、当該事業者により予定価格を推定しうる状況を生じさせる可能性があるばかりでなく、予定価格の設計が市で十分に検証されないまま、特定事業者により優位な価格設計になるおそれがある。</p> <p>このため、今後においては、仕様内容の見直しなどを実施したうえで見積工数を適切に積算し、契約期間にわたる労務費単価の市況変動や消費税増税などを十分に勘案し、予定価格の設定を行うべきである。</p>	
項目	② (意見) 支援センター事業における業務委託への概算払い及び精算について	P105
現状	<p>平成 30 年度及び令和元年度の業務委託において、概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。</p>	
意見	<p>各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書が提出されているが、北九州市会計規則第 57 条第 1 項に記載されている証拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。</p> <p>本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用</p>	

	<p>いることも検討すべきであるとする。</p> <p>今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。</p>
--	---

(イ) 北九州市発達障害者支援モデル事業

項目	①（結果）発達障害支援モデル事業費の予定価格について	P108
現状	<p>一連の業務を北九州市福祉事業団に随意契約により委託している。</p> <p>平成 30 年度及び令和元年度の委託料について、予定価格調書（市）及び見積書（福祉事業団）に基づいて決められており、これらの書類は全く同じ金額で作成されている。なお、予定価格調書では「福祉事業団から提出された参考見積書を基に積算」としている。</p>	
指摘事項	<p>予定価格の算定方法として業者からの参考見積書を聴取することが考えられるが、委託先事業者 1 社からの参考見積による予定価格の設定は、当該事業者により予定価格を推定しうる状況を生じさせる可能性があるばかりでなく、予定価格の設計が市で十分に検証されないまま、特定事業者により優位な価格設計になるおそれがある。</p> <p>このため、今後においては、仕様内容の見直しなどを実施したうえで見積工数を適切に積算し、契約期間にわたる労務費単価の市況変動や消費税増税などを十分に勘案し、予定価格の設定を行うべきである。</p>	
項目	②（意見）支援モデル事業における業務委託への概算払い及び精算について	P109
現状	<p>平成 30 年度及び令和元年度の業務委託において、概算払いを行っているが、同じ金額にて精算されている。</p>	
意見	<p>各種支出がある中で、概算払い額と精算額が全く同じ金額であることは不自然である。また、精算に当たっては、支払精算書に加えて収支決算書が提出されているが、北九州市会計規則第 57 条第 1 項に記載されている証拠書類としての役割を果たしているとは言い難い。</p> <p>本来、概算払いの精算については、実額にて適切に精算されるべきであると考えられるが、現状では取引先からの収支決算書に基づいて精算が行われているため、適切に精算されているのか明らかではない。また、取引先に対して先に支払いを行いたいということであれば、前金払い制度を用いることも検討すべきであるとする。</p> <p>今後においては、取引先と契約を締結するに当たっては、どのような形態にすべきか今一度整理し、検討することが望まれる。</p>	

(ウ) 発達障害児早期支援システム研究事業

項目	① (意見) アセスメントツール研究事業終了後の運用体制について	P112
現状	市は、発達障害のある就学前の子どもの早期支援を進めるためのアセスメントツールとして「発達障害の要支援度評価尺度 (MSPA)」を採用し、MSPA の普及と技能向上の研究を行っている。	
意見	<p>研究終了後に MSPA を子ども子育て施策の中で本格的に運用していくためのロードマップが策定されておらず、また、MSPA を本格的に運用していくには他部署との連携が必要不可欠であると想定される。</p> <p>したがって、MSPA に関する研究の成果を生かすために、他部署と連携を図りながら、研究終了後のロードマップを策定することが望ましい。</p>	

(4) 教育委員会 指導部

ア. 指導第一課

(ア) 子どもの読書活動の推進事業

項目	① (意見) 会計年度任用職員 (注、令和元年度までは非常勤嘱託員) の勤怠管理について	P114
現状	学校図書館の職員として、会計年度任用職員を任用している。会計年度任用職員の就業状況や残業時間、休暇等の届出等、すべて紙ベースで行われている。なお、常勤職員の勤怠管理については、システムにて行われているとのことである。	
意見	<p>会計年度任用職員については、特別職ではなく一般職扱いとなることから、常勤職員に準じて適切に勤怠管理を行うことが求められると考えられる。現状においては、会計年度任用職員の就業状況や残業時間、休暇等の届出等、すべて紙ベースで行われているが、以下のような問題点が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体として一元管理を行うのが難しい。 ・給与計算等を行うにあたり、残業時間や欠勤等を手入力する必要がある。 ・有給休暇等の管理が煩雑になる。 ・保存文書が膨大な量になる。 <p>そのため、常勤職員と同様に、会計年度任用職員の勤怠管理についてもシステム管理することにより、上記の問題点を解決し、適切な勤怠管理や業務の効率化等を図ることが可能になると考えられる。</p>	

イ. 指導第二課

(ア) 有害情報等から子どもを守る事業

項目	①（意見）契約期間（調査実施期間）について	P117
現状	ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業について、外部業者と委託契約を締結している。契約期間は令和元年7月1日から令和2年3月31日までとなっており、令和元年4月1日から令和元年6月30日までが契約期間となっていない。	
意見	卒業、進学及び新入学の時期である3月や4月は多くの子どもが携帯電話やスマートフォンを入手する時期であると考えられる。また、5月や6月は新生活にも慣れ、友人とのコミュニケーションも増える時期であり、ネットトラブル等防止及び啓発・研修事業の実効性を確保するためには、それらの期間を調査対象とする必要があると考える。 したがって、毎年4月1日から3月31日までを契約期間（調査実施期間）として委託契約を締結することが望ましい。	

(5) 教育委員会 中央図書館

ア. 子ども図書館

(ア) 読書通帳事業

項目	①（意見）通帳の在庫冊数の適正化について	P119
現状	読書通帳事業は平成30年12月に開始された事業であり、事業開始前に10,000冊の通帳を作成していた。令和2年2月時点で残数は約5,000冊であったが、令和2年3月に13,636冊が追加作成されていた。	
意見	過剰な在庫は長期間保管することとなるため、管理コスト・労力の増大に繋がる懸念がある。また、適正な発注を行ってれば今年度の予算に余剰金額が発生し、他の有用な方策に予算を充てることが可能となる。そのため、通帳の納期・発注量により変動する単価（コスト）なども考慮し、在庫冊数（発注冊数）を適正化することが望ましい。	
項目	②（意見）システムの契約期間について	P119
現状	『「本の通帳」（読書記録）システム借入れ及び保守一式』に係る契約期間と、『「本の通帳（読書記録）システム」に係るサーバ等機器の提供及び保守業務委託』に係る契約期間が整合していなかった。	
意見	両者は単独で機能することができないため、一方の契約期間が終了した場合、他方の契約による効果を楽しむことができなくなってしまう恐れがある。そのため、今後の契約更新のタイミングで契約期間を整合させることが望ましい。	

項目	③（意見）対象施設の拡充について	P120
現状	<p>読書通帳事業を実施しているのは「市立子ども図書館」（北九州市小倉北区城内4番1号）のみであり、実質的に当該制度を利用できるのは、居住地域が子ども図書館に比較的近い世帯に限られる。そのため、その他の地域に居住している子どもとの間に不公平が生じている状況である。</p>	
意見	<p>市在住・在学の18歳以下の子どもの読書意欲の促進、図書館利用の活性化を図るという事業の目的を鑑みると、現在は当該目的が限定的に果たされている状態である。</p> <p>そのため、通帳による読書意欲の促進、図書館利用の活性化が認められるのであれば、費用対効果を分析した上で、他の図書館への導入を検討することが望ましい。</p>	

以上